

鈴鹿市告示第 2 4 5 号

平成 2 6 年鈴鹿市告示第 2 2 5 号（指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 4 項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月 1 日から施行する。 なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。 <table><tr><th>金融機関名</th><th>事務取扱店舗名</th></tr><tr><td>略</td><td rowspan="3">本店、全支店及び全出張所</td></tr><tr><td><u>株式会社あいち銀行</u></td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 <u>2 株式会社三菱UFJ銀行が取り扱う事務は、口座振替による収納方法に限るものとする。</u> <u>3</u> 略	金融機関名	事務取扱店舗名	略	本店、全支店及び全出張所	<u>株式会社あいち銀行</u>	略	略	略	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 4 項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月 1 日から施行する。 なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。 <table><tr><th>金融機関名</th><th>事務取扱店舗名</th></tr><tr><td>略</td><td rowspan="3">本店、全支店及び全出張所</td></tr><tr><td><u>株式会社中京銀行</u></td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 備考 1 略 <u>2</u> 略	金融機関名	事務取扱店舗名	略	本店、全支店及び全出張所	<u>株式会社中京銀行</u>	略	略	略
金融機関名	事務取扱店舗名																
略	本店、全支店及び全出張所																
<u>株式会社あいち銀行</u>																	
略																	
略	略																
金融機関名	事務取扱店舗名																
略	本店、全支店及び全出張所																
<u>株式会社中京銀行</u>																	
略																	
略	略																